自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1.事業の概要

(1) 特定鳥獣保護管理計画実施状況調査

特定鳥獣保護管理計画の実施状況を把握するとともに、特定鳥獣保護管理計画をさらに効果的なものとするため、よりきめ細かな内容を含む下位計画の策定手法をまとめたマニュアルを作成する。

また、地域個体群の維持など、特定計画の目的推進を図るため、効率的なモニタリング手法を開発するとともに、モニタリング結果を実際の保護管理事業に活用するため、保護管理情報データベースを構築する。

(2) 鳥獣害性対策調査

特定の鳥獣に関して、食性・生息環境を調査し、害性及び被害防止措置 を検討する。

(3) 捕獲鳥獸利用状況把握調查

捕獲物の残滓の山野における放置等を回避するため、捕獲されたイノシシ、シカの利用形態等を調査する。また、鉛弾等による鳥類への影響を回避するため、水鳥に対する鉛や化学物質による影響につき調査する。

2.事業計画 (年度)

	15	16	17	18	
(1)特定鳥獣保護管理計画実施状況調査					
ア.特定鳥獣保護管理計画実態調査					
イ.特定鳥獣保護管理計画実施状況モニタリ					
ング手法策定調査					
(2)鳥獸害性対策調査					
(3)捕獲鳥獸利用状況把握調查		L			
ア.捕獲鳥獣利用状況把握調査					
イ.鉛等影響実態把握調査					

3.施策の効果

- (1) 特定計画の下位計画の導入や効率的なモニタリング手法の開発により、特定計画によるよりきめ細かな保護管理事業が可能となる。
- (2) 当該鳥獣の害性を明らかにすることにより、有効な被害防止措置が推進される。
- (3) 特定鳥獣の捕獲の促進による農林業被害の防止及び鳥類の鉛中毒被害の防止等が推進される。

特定鳥獣保護管理実態調査

特定鳥獣保護管理計画の

下位実施計画の策定

特定鳥獣保護管理計画

実

現

<u>個体数管理のための</u>

効率的な

モニタリング手法の開発

<u>・下位計画の導入により、特定鳥獣保護管理計画による</u> きめ細かな保護管理事業の実施

・モニタリングによる適切な見直しの実施

・統一的なモニタリング手法の導入による都道府県が 連携した特定鳥獣保護管理計画の実施 一